

森林・林業再生プランの検討の視点について

現行制度の概要と現状	第1回検討委員会その他の指摘	検討の視点(案)
<p>1 森林計画制度</p> <p>○森林計画体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林は、国土の保全、水源のかん養、林産物の供給等多面的機能を有しているが、その生育に長期間を有するとともに、一旦荒廃すれば長期にわたってこれらの機能を損なうことになり、国民経済上にも大きな影響をもたらすことがある。 したがって、森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保するためには、総合的な長期性をもった計画の下で森林施業を行っていくことが必要となる。 このため、政府が全国を対象とした森林・林業・木材産業に関する施策の基本的方針（ビジョン）を明らかにするとともに、その下で農林水産大臣が全国的視野に立った統一的な森林整備の基本方針及び計画量を定め、さらに流域や地域に密着した市町村のそれぞれの段階において、より地域の実態に合うような施策の方向やルールなどを示す森林計画制度が設けられている。 森林計画制度は、それぞれの行政・地域レベルで整合性を保ちながら、効果的な施策の実施を図るため、国から森林所有者までの段階的な体系としているところである。 <p>森林・林業基本計画（政府）</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期的かつ総合的な政策の方向、目標 <p>全国森林計画（農林水産大臣）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国全体の森林関連施策の方向 地域森林計画の規範 <p>地域森林計画（都道府県知事（森林管理局長））</p> <ul style="list-style-type: none"> 各流域における民有林（国有林）の森林関連施策の方向 伐採・造林・林道等の整備目標 市町村森林整備計画の規範 <p>市町村森林整備計画（市町村長）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が講ずる森林関連施策の方向 森林所有者等が行う伐採・造林の指針等 <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、全国森林計画において広域流域（全国44流域）別に、森林整備及び保全の目標を定めるとともに、その実現を図るための、計画期間中の伐採立木材積等の計画量について、都道府県の意見を踏まえつつ定めている。 また、これに基づき都道府県知事が地域森林計画（全国158流域）を定めるにあたっては、都道府県の自主性が損なわれないよう、全国森林計画と整合を図りつつも、一定の数量（80～120%）の範囲内で計画量を定めることを認める運用となっている。 市町村森林整備計画についても、市町村には、森林・林業に関する専 	<p>【森林計画制度のあり方について】 （第1回検討委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林・林業基本計画と全国森林計画は一体化すべき。 森林の育成に重点をおいたものから生産・収穫に軸足を回した森林計画制度に移行すべき。 森林法の目的に持続的な森林管理の具体的内容（生物多様性保全など）を書き込むべき。 計画は、ビジョン、ルール、事業計画という3つの分類にしたがって整理することが必要。 森林情報が整備されないことにより、森林計画がレビューされないことが問題。 上位計画から下位計画までの関連性・適合性が柱になっているが、絵に描いた餅の感がある。 国による伐採量割り当てなどで地方の計画を縛るべきではない。 国は、地方自治体が将来の姿を自力で展望できるようなアプローチを示していくべき。 <p>（その他提言等）</p> <ul style="list-style-type: none"> モントリオール・プロセスを参考とした計画制度とするべき（国民森林会議）。 森林・林業基本計画は、依然木材生産を重視した計画となっている（国民森林会議）。 <p>【現場段階における計画の実効性の確保について】 [①地域森林計画、市町村森林整備計画] （第1回検討委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は森林の整備・保全に関する地域森林計画を作ることとなっているが、本来は林業も含めた県全体の基本計画が必要。 森林法に基づく森林計画以外に作成が義務づけられている各種事業計画の数が非常に多いが、相互に関連づける意識が薄い。 市町村は林業専門の技術者が不足。都道府県は財政悪化に伴う予算や職員の削減によりこれまでのような対応が困難。このため、学識経験者の関与の下、広域的な計画としたり、市町村と都道府県が連携する等の対応が必要。 市町村森林整備計画の中に生産・流通の概念が既に入っているが（機械化、路網等）、生産のプランニングとして機能していない。 生物多様性等の広域的に取り組むべき行政課題に対して、市町村を単位としてルールを定めることの合理性が欠如。 外部意見聴取の場として市町村森林管理委員会（仮称）の設置が必要。 <p>（その他提言等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村森林整備計画は、具体的でわかりやすく、実効性のあるも 	<p>○制度的枠組みの再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の多面的機能の持続的発揮を確保するための制度的枠組みはどうあるべきか 上記を進めるための、国、都道府県、市町村の役割はどうあるべきか <p>○現場段階における計画的で適切な施業の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村や森林所有者等に対する指導等現場段階で制度の実効性を確保するための「日本型フォレスター制度」を活用した行政支援の仕組みはどうあるべきか。 森林所有者等により適切な施業が期待できない森林における必要な措置はどうあるべきか （民間や地方公共団体で対応出来ない森林整備を行うための国によるセーフティネットはどうあるべきか。）

<p>門知識を持った職員が少ないことから、紋切り型の計画内容となっている傾向。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業計画については、当面施業を行う箇所を対象として作成されるなど、継続性や集約化等の要素が希薄。また、その割合は、民有林の4割と低位。 	<p>のとするべき。また、施業集約化にも資する内容とするべき（30の提言）。</p> <p>（人材育成検討委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本型フォレスターは、山をどのように育てていくのかそのビジョンを持ち、あるべき経営の姿を具体的に示せる者とすべき。 <p>[②森林施業計画] （第1回検討委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業計画は経営計画に名称を変えるべき。あわせて一定規模以上の所有者に対して経営計画の作成を義務づける等により責任の明確化が可能。 森林施業計画の年度計画を作成する必要はなく、補助金申請と連携させればよい。 <p>（その他提言等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業計画は、森林所有者等にとって有効なものに見直すべき（30の提言）。 	
<p>○森林の機能に応じた適切な整備の推進（3区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国は、狭小・急峻な国土のため、個々の森林について発揮すべき機能が併存するケースが多く、森林の整備及び保全を進める上で、自然条件や地域のニーズ等に応じ、重視すべき機能を明らかにして、より適切に実行していく必要がある。 このため、基本的な森林の整備及び保全の方向を分かりやすい形で、かつ、明確に示すため、重視すべき機能に応じ「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に3区分し、その区分にふさわしい森林の整備及び保全を推進することとしている。 3区分は、森林を望ましい姿へ誘導するための森林所有者等の森林施業上の指針及び規範としようとするものであり、保安林制度は、危害の防止、産業の保護その他の公共の目的を達成するため、特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全とその森林における適切な施業とを確保する制度。 <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年作成の森林・林業基本計画からこの考え方を導入し、その後策定された市町村森林整備計画の中で、森林所有者等の意見も聴きながら、個々の森林について3区分を実施。 3区分のうち水土保持林が70%。水土保持林については、主伐時期の延長、皆伐面積の制限(20ha以下)などが森林施業計画の認定要件。 	<p>（第1回検討委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産の大部分が水土保持林から行われることになっており、資源の循環利用林との違いが不明。 補助金の優遇により水土保持林に指定されたところが多く、そもそも区分方法が不適切。 水土保持林は、本来、皆伐を避けるべき森林。 保安林と3機能区分の役割分担を整理することが必要。 生物多様性保全のような現代的課題に対応しておらず、制度が機能していない。 保安林種が多すぎる。 必要な場所に必要な規制をかけるという本来のゾーニング機能を果たしていない。 すべての森林を対象とした施業のコントロールの仕組みが確立すれば保安林指定の必要のないケースもあるのではないか。 保安林について伐採規制が緩く、伐採面積の上限が大きすぎる。 保安林の指定が合理的ではない。 有利な補助金を目的に保安林が指定されている。 <p>（その他提言等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3機能類型と機能目的に応じた目標林型が分かりにくい（30の提言、国民森林会議）。 育成単層林、育成複層林、天然生林という林種区分が分かりにくい（30の提言、国民森林会議）。 複層林施業は理想的であるが、現状の技術レベルでは実施が困難（国民森林会議）。 生産林と環境林を区分して、それぞれの役割を発揮させるべく助成や規制を行うべき（国民森林会議）。 生物多様性の保全等を図るため、多様な森林の配置等面的管理の拡充を進めるべき（30の提言）。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林所有者等が行う森林施業により森林の諸機能を適切に確保するための制度はどうあるべきか

○流域管理システム

- ・流域管理システムは、森林の諸機能の発揮を確実なものとするため、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位とし、森林の整備管理水準の向上、国産材産地の形成を目的に平成3年に導入したものである。
- ・同一の区域で同時期に民有林と国有林が連携を取りながら森林整備の目標を示すため、「流域」を基本的単位として定めた森林計画区毎に、民有林と国有林で同一の計画事項について森林計画をたてることとしている。
- ・地方公共団体、森林組合、公社、大規模経営者、素材生産・造林事業体、木材加工流通事業体等を構成員とする流域森林・林業活性化協議会を設置し、流域における森林整備の推進及び林業活性化のため、地域材の安定供給、林業労働力の育成・確保、高性能林業機械の導入等について協議することとしている。

【現状】

- ・全国森林計画において、地勢その他の条件を勘案して主として流域別の区域に全国を分けて定める区域（広域流域）ごとに計画事項を定めることとしており、
 - ①複数の都道府県にわたる大河川の流域
 - ②沿岸地域、半島部等は、気象等の自然的条件、森林資源の内容等が類似している地域
 - ③その他中小河川の流域については、社会的経済的条件、森林資源の内容等が類似する流域
 という方針により区分した44の広域流域を定めている。
- ・また、地域森林計画については、農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件（自然的条件、森林資源、社会的・経済的条件、行政区域）を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める森林計画区ごとに、その計画区に係る民有林についてたてることとしており、158の森林計画区を定めている。
- ・間伐等の森林の整備は、流域ごとに一定程度進んできたが、地域材の安定供給については、流域を越えて流通しているのが実態。
- ・流域林業活性化センターについては、設置は進んだものの、最近は、活動が低調なことから、廃止される協議会も現れている。

- (第1回検討委員会)
- ・現在の158森林計画区を保続の単位とすることについて、過去の線引きの経緯に加え、森林経営上の課題や市町村合併等の視点を踏まえた再検証が必要。
 - ・森林計画区に対応した「森林委員会（仮称）」を設置して、森林計画の実効性を高めることが必要。
 - ・生産者や消費者が積極的に参加できる枠組みをつくることが重要。

- ・森林の公益的機能や木材生産機能を発揮させるため、流域管理システムはどうあるべきか

2 伐採・更新のルール整備

○適切な伐採・造林の確保

- ・森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保するためには、伐採が公益上支障を及ぼさない範囲で適正に行われるとともに、伐採後の造林が適切に実行されることが必要である。
- ・このため、市町村長が森林所有者等による立木の伐採に係る計画を事前に把握し、伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に定められたルールに適合して行われるよう、必要に応じて変更命令等の措置を講じることを目的として、伐採及び伐採後の造林の届出制度が設けられている。
- ・一方、本制度の対象は、届出を出した者への変更命令、及び届出書の内容を遵守する命令であり、無届者に対する命令規定は設けられていない（30万円の罰金のみ）。

- (第1回検討委員会)
- ・届出・施業勧告制度が機能不全。届出の実績に関する数量的データが今後の議論に不可欠。
 - ・県として地域材の証明制度を導入して以降、届出提出の比率が向上した。計画制度だけでは解決できない。
 - ・市町村ではなく、都道府県が主体となった伐採届出制の厳格な運用が必要。
 - ・市町村では万一訴えられた場合の心配もしつつ取り組む必要がある、森林計画に強制力を持たせることは現実には容易でない。
 - ・大径木需要の減少から長伐期化すれば森林の価値が落ちるという状況。このため、森林経営上、一定程度は標準伐期齢程度で皆伐を行うことが不可欠であり、競争力を損なわない程度の規制とすることが必要。

- ・森林所有者の関心の低下や、今後伐採圧が高まる可能性があることを踏まえ、適切な伐採・造林を確保するための制度はどうあるべきか

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村長にとっては、届出提出者に対してのみ命令を課す権限を有し、より悪質な無届者に対する指導を十分に行えないといった問題が内在。 また、命令等の制度が十分に発動されていない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 伐採規制の程度や所有者の責任は、林業経営体の規模や体力、自然条件等によって異なるものであり、全国一律の規制は乱暴。 再造林に関する技術開発も必要。 大面積皆伐や造林未済地の課題がある中で森林計画制度そのものが形骸化。 単にフォレスターが市町村に助言すれば市町村の森林・林業行政が上手くいくようになるとは考えにくい。 <p>(その他提言等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採跡地を放置した場合には、罰則を与えるべき(養老委員会)。 皆伐面積について規制の強化を図るべき(30の提言、養老委員会)。 	
<p>○適切な間伐等保育の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村森林整備計画において、市町村長は間伐又は保育が適正に実施されておらず早急に実施すべき森林(要間伐森林)について、森林を特定して、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期(実施期限5年以内)を指定し、森林所有者に通知することとしている。 また、特段の理由がないにもかかわらず、期限までに間伐又は保育が実施されない場合、市町村長による勧告、都道府県知事による調停等を経た上で、最終的に公益上の不利益をもたらす恐れがある場合に都道府県知事の裁定により分収育林契約を締結することができる。 <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際には、路網整備されていない森林を要間伐森林の指定対象から除外するなどの運用が行われるとともに、間伐が見込まれるところのみを指定している状況であり、実際に間伐等の施業が必要な森林全てを適切にカバーできている状況にない。 また、手続きの複雑さや、施業代行者の費用を将来の伐採収益により賄うという費用回収の不確実性等により、勧告の実績はほとんどない。 	<p>(第1回検討委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出・施業勧告制度が機能不全。届出の実績に関する数量的データが今後の議論に不可欠。 不足している育林・造林人材の確保のため、外国人労働者の活用について検討が必要。 市町村では万一訴えられた場合の心配もしつつ取り組む必要がある、森林計画に強制力を持たせることは現実には容易でない。 単にフォレスターが市町村に助言すれば市町村の森林・林業行政が上手くいくようになるとは考えにくい。 <p>(その他提言等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長伐期化や複層林化等について、新たな施業指針の作成が必要(30の提言)。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の人工林の齢級構成から、森林を適切な状態に維持するためには、当面毎年50万ha程度の間伐等を継続的に行う必要があることを踏まえ、適切な間伐等保育を確保するための制度はどうあるべきか
<p>3 経営の集中化</p> <p>○森林計画制度による施業の集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村森林整備計画において、森林施業の共同化の促進方策を示すとともに、その重点的实施地区等を指定し、集約化を推進する仕組み。 また、森林施業計画については、平成13年の森林法改正により、森林所有者のみならず、森林経営の受託者についても認定を受けることができるように措置するとともに、一体的に施業を推進することにより施業の効率を向上させるため、30ha以上のまとまりをもって計画を作成することを要件化。 <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林整備事業の実施にあたっては、市町村又は都道府県が施業の集約化に必要な森林の区域(集約化推進区域)を設定し、事業主体(森林組合等)が受託により行う搬出を伴う間伐等について、集約化の促進を図っているところ。 30ha以上の要件については、実際にはブドウの房状に細切れの施業対象地を集めるといった運用が行われるなど、真に効率的な施業実 	<p>(第1回検討委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の集約化や間伐事業の実施とセットで森林情報を見直す等により施業履歴の情報蓄積が必要。 経営の委託を推進するためには、森林資源情報を公開する制度が不可欠。 境界確定は所有者の高齢化を考えると焦眉の急。 規格化・安定供給という課題に対応するためにも集約化は必要。一方、50町歩程度の規模でもしっかりと山づくりをしている方も多く、一律に進めるようなことは妥当でない。 林業事業体(森林組合を含む)に、森林管理・林業経営の専門家を配置するべき。 小規模分散的で経営意欲を失った所有者や不在村所有者の対策が必要。 意欲ある森林所有者自らが集約化を目指すことを後押しするような政策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模・零細な森林所有者等が多い中で、森林所有者等を取りまとめ経営の集中化を図るための誘導手法はどうあるべきか

- 施の基盤として十分とは言えない状況。
- また、複数の森林所有者を集約化するために必要な人材も不足。

○森林管理と整備を実施する体制づくり

- 集約化による経営規模の拡大、林業生産コストの低減を図り、国産材安定供給体制の整備を推進しているところ。
- 森林組合等の林業事業者による施業等の集約を促進するため、森林所有者に間伐等の施業提案を行い、合意形成をすることができる技術者（施業プランナー）の育成と併せ、平成19年度から提案型集約化施業を推進。
- 高性能林業機械の導入を支援するとともに、機械を活用した低コスト作業システムを普及促進。
- 若者等を中心とした新規林業就業者の確保・育成のため、平成15年度から「緑の雇用」事業を実施。

【現状】

- 森林施業プランナー H21年度末：約660人（研修修了者）→目標（H23年度末）：2,100人
- 林内路網密度 17m/ha（オーストリア:87m/ha、ドイツ:118m/ha）
- 林業就業者 5万人（65歳以上26%）
- 新規就業者 毎年3200人程度（うち緑の雇用で毎年1400人程度）
- 年間素材生産量 1事業者当たり平均2,500m³程度で小規模
- 従事者規模 会社形態で10人程度、個人形態で3人程度と小規模
- 高性能林業機械 導入は進んでいるが、十分に活用できていない

- 作業ごとの集約化にとどまらず、経営計画の集約化まで行うことが必要。
- 補助制度上、一定の面積規模以上の所有者に対し、公益的機能の発揮の程度の観点から集約化施業と同等に扱うことが必要。
- 森林組合については、管理コンサルタント的業務への特化の方向性が強く打ち出されているが、地域の実情には十分留意することが必要。
- 集約化の取組みを成功させるためには、各地区を担当させるリーダーを明らかにして責任をもたせることが重要。

（その他提言等）

- 森林組合は、施業の集約化等組合員の森林管理に重点を置き、事業実行は、作業班を切り離し、他の事業者への委託等を行うべき（30の提言）。
- 無関心な森林所有者から適切な価格で所有を移転させ、集約化を図るべき（林経協）。
- 団地化対象森林において、2/3以上の合意があれば施業導入を可能とすべき（経済同友会）。

（森林組合改革・林業事業者育成検討委員会）

- 森林・林業基本政策の将来構想を確立させていく中で、森林組合の担うべき役割を検討すべき。
- 林業を担う林業経営体の像をしっかりと議論し上で、森林組合、民間事業者のあり方を議論すべき。
- 行政がやるべき話がしっかり決まって、その中で森林組合が何をやるか議論すべき。
- 日本全国、地域、情勢が様々である。地域の林業情勢を踏まえないと混乱が生じる。早急な政策の転換により、経営の不安定化が起きないように検討すべき。

（人材育成検討委員会）

- 森林・林業に係る人材として、市町村単位で地域の山をどうしていくのか等、森林のランドデザインを描ける人のほか、路網を作設する人や現場で森林所有者と対話をして、合意形成を進める人などが必要。
- 人材育成に当たっては、雇用された現場技能者等が定着する処遇を整備することが必要であり、そのためには木材需要を喚起する必要がある。また、現場技能者等の所属する事業者が人材育成に理解を示し、積極的に対応することが重要。

（路網・作業システム検討委員会）

- 路網は経営基盤として将来の林業経営のあり方と密接な関係を有するので、林業経営にたいする政策の検討方向が明らかになるべき。（どんな林業経営を進めるかによってどんな路網を進めるかが決まる。現場においてその事業方針をどのように担保するのか）

- 森林組合はどのような役割を担うべきか

- 民間林業事業者はどのような役割を担うべきか。

- 民間林業事業者の育成方策はどうあるべきか（「日本型フォレスター制度」の活用方法を含む。）。

4 森林情報の整備

- 都道府県は、地域森林計画を策定する際の補助資料として、林小班毎の樹種、面積、材積等を記載した森林簿を作成し管理している。森林簿の情報は個人情報を含むことから、データ公表の取扱は都道府県ごとに異なる。
- また、全国の森林において4kmメッシュ間隔で設けた交点に調査プ

（第1回検討委員会）

- 森林境界の情報や森林情報のデータ化（IT化）が必要。
- 森林資源情報（森林簿や図面）について現状との乖離が多い。森林施業の集約化や間伐事業の実施とセットで森林情報の見直す等により施業履歴の情報蓄積が必要。

- 森林経営の集約化の推進や木材の安定供給体制を確立するため、正確な森林情報（所有者、森林の所在や樹種、蓄積、境界等）を継続的かつ効率的に収集する仕組みはどうあるべきか。また、どのような情報をどのように公開すべきか

<p>ロットを設定し、樹種、直径、下層植生等について調査する森林資源モニタリング調査を実施するとともに、その分析結果については、順次公表する予定。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林簿情報の都道府県からの公開状況（H21.9時点） <table border="1" data-bbox="163 325 890 472"> <tr> <td>都道府県のみ保有</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市町村のみ</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市町村、森林組合</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>市町村、森林組合、林業事業者等</td> <td>20</td> </tr> </table> 国土調査の実施率（H20年度末） <table border="1" data-bbox="163 556 890 598"> <tr> <td>林地</td> <td>41%</td> </tr> </table> 	都道府県のみ保有	2	市町村のみ	3	市町村、森林組合	22	市町村、森林組合、林業事業者等	20	林地	41%	<ul style="list-style-type: none"> 境界確定は所有者の高齢化を考えると焦眉の急であるが、事業実行を担う者に対して公平性を保つ観点から、公的機関がこれを担うべき。 民間が集約化の担い手になることも可能である一方、必ずしも民間が森林組合と連携できるとは限らないので、民間に対する森林情報の提示も必要。 森林情報が整備されないことにより、森林計画がレビューされないことが問題。 経営の委託を推進するためには、森林資源情報を公開する制度が不可欠。 <p>（その他提言等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林情報の内容及び精度を向上するためには、効率的な情報集積を図っていくシステムを作り上げるべき（30の提言）。 森林情報データベースの構築や情報処理の総合的IT化を進めるとともに、森林情報の把握から活用までを適切に実施されるよう、「森林情報整備法（仮称）」を制定すべき（30の提言）。 森林情報を一体的に管理・把握できる仕組みを構築するとともに、一般に公開すべき（経済同友会）。 <p>（森林組合改革・林業事業者育成検討委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林情報のオープン化について議論すべき。 森林情報の整理は本来行政がやる仕事。 	
都道府県のみ保有	2											
市町村のみ	3											
市町村、森林組合	22											
市町村、森林組合、林業事業者等	20											
林地	41%											
<p>5 補助金・予算</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の有する多面的機能は、その受益が広範囲に及ぶこと、森林の整備は長期的、継続的な投資を必要とし、資本回収期間が長いこと、私的な動機のみ委ねた場合、必要な森林整備が行われなくなることが懸念されることなどから、社会資本整備として位置づけ、森林所有者等による自主的な森林整備を支援してきたところ。 具体的には、森林所有者等が造林、下刈り、除間伐等の森林施業を行う場合に、国と都道府県あわせて概ね7割程度を支援。 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、基本的に全ての森林を対象として施業の実施を支援。 <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営状況が厳しい中、都道府県、市町村により追加的な助成が行われている例もあるが、施業実施の上で自己負担がネックとなっている。 広く助成対象とし定率による助成を行っていることから、集約化等の効率的な施業に対するインセンティブが十分に働いていない 我が国の人工林は、戦中・戦後の荒廃した国土の緑化、拡大造林によって集中的に造成されており、これら人工林の生育状況に合わせ、補助の対象となる施業についても段階的に拡大してきたところ。このため、時代ニーズや計画制度の変更等に合わせ随時見直しを実施してきた結果、幅広く森林の機能の確保に貢献してきた。 一方、メニューが複雑化しわかりにくくなっているという指摘が多い。 	<p>（第1回検討委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林管理の技術に精通した技術者が、森林に合わせて制度・補助金を使う形にすることが必要。 生産林と環境林の区分により、中長期的にどの程度補助金が必要かを示す道筋が必要。 補助金制度は複雑化しており、なるべく簡単にすべき。また、努力して成果を上げた人の負担が少なくなるような補助金制度とするべき。 人工林資源が利用可能な段階に入りつつあるなかで、伐採－更新のサイクルが回転するような補助金の投入が必要。 間伐など事業実施に対する補助とは別に所有者への施業提案などソフト関係の補助制度を創設。 年齢級に基づく全国一律の補助要件を廃止し、疎密度や径級等地域の実情を反映した要件を県が設定。 より高い生産性を探究し、補助金を当たり前とせず常に自立的な経営を目指すべき。 直接支払については、持続的な森林管理と木材生産を一定レベル以上で行う事業者や林業経営体（個人や法人）を対象とするべき。 <p>（その他提言等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接支払制度を導入すべき（林経協）。 <p>（森林組合改革・林業事業者育成検討委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村と森林組合が協力して、境界の確定に早急に手をつける必要がある。そのための経費が必要。 造林補助金にはソフト部分（森林施業プランの作成）の諸経費、人件費等があまり見られておらず、森林組合が森林管理に特化 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な森林施業を確保するために森林所有者等に対してどのような支援を行うべきか 										

	<p>するにしても、現状のままでは難しいのではないか。その分をいかに担保するかが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林組合と民間事業者のイコールフットィング、競争を促進するためにも、間伐コストを下げれば利益になるという仕組みを構築すべき。 <p>(路網・作業システム検討委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路網の管理、維持修繕に対して国からの支援を行うべきではないか。 	
<p>6 木材利用の拡大</p> <p>○木材の安定供給体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川上と川下が連携して地域材を大量かつ安定的に需要者へ供給する「新生産システム」などにより国産材の安定供給体制の整備を推進。 ・木材の需給構造の変化を踏まえ、木材の供給量を確保するため、製材・加工の大規模化や消費者ニーズに対応した製品開発等を推進。 <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材自給率 24% (平成20年度) ・林地残材発生量 約2000万m³ (推計) <p>○木材利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅分野における地域材の利用を推進するため、新たな製品・利用技術の開発や森林所有者、製材工場、工務店などの連携による「顔の見える木材での家づくり」を普及。 ・公共建築物等における木材利用の拡大を図り、一般建築物における木材利用の促進を図るため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(仮称)」を国会提出予定。 ・木材の新たな市場形成と需要の拡大を図るため、ターゲットに応じた戦略的な普及、木質バイオマスの総合的利用等を推進 	<p>(第1回検討委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の安定供給という現在のニーズに対しては、「官」によるトップダウンのアプローチではなく、コーディネーター役としての「民」の役割、官と民をつなぐ「共」という立場の森林組合の役割を明確にし、地方自治体が将来の姿を自力で展望できるようなボトムアップがのアプローチが必要。 ・国産材でJASが取得できるよう、林業界と木材業界は協力して技術開発に取り組むべき。 ・異業種連携の促進が重要。 ・木材自給率は10年間で倍増させる計画となっているが、具体的道筋が不明。日本の場合、需要面から太い丸太をどのように利用していくのか。 ・林業振興のためには、川上側の体制整備だけではなく、川下対策が不可欠。需要なき増産は、木材価格の低下を招いてしまう。 <p>(その他提言等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の意志に基づき、原木安定供給責任体制の確立を図るべき(30の提言)。 ・木材情報の収集と提供が必要(30の提言)。 <p>(国産材の加工・流通・利用検討委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川下での必要数量、品質、価格等を明確に山元まで伝える商流、物流の確保と簡素化が重要。長距離、大ロット運送に対応するため、山元まで入れる大型トラックの導入が必要。 ・低コスト高効率な木材加工や乾燥の技術開発、導入が不可欠。 <p>(第1回検討委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造建築基準の耐火性能や防火性能等についてしっかりと見直しをして、公共建築物に木材を利用できるように対策を講じるべき。 ・設計や大工・建築業者との連携が重要。 ・木質バイオマス利用が必要である一方、木材利用はマテリアル利用を基本に考えるべき(エネルギーだけは儲からない)。 <p>(その他提言等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の新しい利用についての提案と技術開発を進める必要(30の提言)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要者ニーズに対応した木材の安定供給体制をどのように確立すべきか ・自給率50%を目指すため、国産材需要をどのように拡大すべきか

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全体の木造率 36.1% ・公共建築物の木造率 7.5% 	<p>(国産材の加工・流通・利用検討委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山元に利益を環流するシステムが必要。 ・マテリアル利用の後、エネルギー利用へという木材のカスケード利用が理想の姿。ただし、緊急かつ大量需要を創出する観点から、まず、暫定的にエネルギー利用で未利用木質資源に対する流通を構築すべき。 ・国産材の環境貢献度などの見える化、国内クレジット等により、国産材利用にかかるインセンティブが必要。 	
<p>7 国有林の技術力を活かしたセーフティネット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割に当たる国有林野を管理経営している国有林野事業は、国民の多様な要請と期待に応えるため、 <ul style="list-style-type: none"> ○国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進 ○林産物の持続的かつ計画的な供給 ○国有林野の活用による地域の産業の振興または住民の福祉の向上への寄与 を目標として、事業の効率化と併せて簡素かつ効率的な体制の整備を図りつつ、次の基本方針に即した管理経営を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ○公益的機能の維持増進を旨とした管理経営 ○森林の流域管理システムの下での管理経営 ○国民の森林としての管理経営 <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在ブロック単位の7森林管理局、流域単位の98森林管理署の下で、民間事業体に委託できる事業は基本的に委託するとともに、ITの活用などに取り組み、効率的な管理経営を推進。平成16年度以降は、新規借入金無し。 ・自らの管理経営の効率化を主眼としつつも、低コスト施業に関する現地研修会の開催や、民有林との共同施業団地の設定など、民有林の経営に関わる技術支援も実施。 	<p>(第1回検討委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有林のセーフティネットについては、国有林に民有林サポートするだけの技術力や民有林に関する知識があるか疑問。また、国有林職員は地域との信頼関係を築く前に転勤してしまう。 ・国有林のスタッフを民間指導にも活用すべき。 ・民有林のサポートを考える前に、国有林の職員が喜びをもって仕事をできる仕組みをまず作ることが先。 ・国有林からの出材規模がどのようになるのか不明。予算が付いたから伐るということになれば、国有林の果たしてきた木材の供給調整機能が失われることを懸念。 ・水源林造成事業については、国有林野の事業とするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林の組織力・技術力を活かした国民の多様なニーズへの対応はどうあるべきか